

第4回ワークショップ

平成21年10月21日（水） 17:30～19:30

テーマ

①「市民とは」

- 法的には住所を有する者となっている。
- 在勤在住の方を町民とすべきで、単身赴任で来ている人も入れるべき。
→ホームレスの人々は在住を示す住宅登録がないので難しい。大学に通うために下宿しに来ている人は大学に通っているという証明ができればいい。
- 何らかの制約があるが、大磯としての特別な断定は必要か。
- 大磯に住んでいる外国人の方との考え方のギャップがあるが、その点はどうするか？
→しかし、外国人の方でもちゃんとやっている人もいるという意見も。
- 大磯に住民票はないが、自治会費を払っているから住民参加したい人は在宅の考えから外れてしまう。
- 暴力団との線引も考えなければならない。
- 在住在勤と事業を営む者の違いは。
→会社の経営者と通勤者の違いなど。
- 住民登録だけで限定できないか。

テーマ

②「子供とは、子供の参加について」

- 子供についての定義、子供の参加は条例に載せる必要はない。市民○住民の概念に付随すればいい。
→だが、権利主体としての子どもの定義が必要という意見も。
- 市長も参加している子ども議会は実際にあり、条例に盛り込めば色々な所で活性化する。
→やれば得るものがあるし、小さいころから町に対する考える場が増えると思う。小学校、

中学校、高校で考え方が違うと思うから、いくつかを取り上げれば良いと思う。

- ごみ掃除や野球、ボーイスカウトなどの子供が参加する行事には必ず主催者がいる。
- 太鼓やグリーンキャンペーンなどがあるが、全体的にやるというものは少ないので、子どもが自然と参加できるようにしたい。
- ニセコ町では、「満 20 歳ではない町民の参加する権利」としている。
- 単純に「子ども＝未成年者」でいいのではないか。
- 藤沢市では、将来の町の担い手であることと権利の保障をすることの理由から、定義づけられていた。

テーマ

③「コミュニティ・地域・地区」

- 24ある町内会が縦に仕切られている。行事などで億劫になる。
- 「コミュニティ＝地域」なのか。地域の広さを設定する点で問題あり。
→地区は物理的で、コミュニティは心理的なものである。
→「コミュニティ＝町内会」だと思う。
- 昔とコミュニティが変わっている。役場も悪い。
- 大磯には地区性がある。地区ごとの活動や問題があると思う。山側と海側など、地域ごとに意見を出していけるのではないか。
- 地区は問題点が出てきやすく効率的なので、入れるべき。
- 町内会が妥当で、24町内会をベースに進めたほうがいい。条例に「区長」という言葉を入れるべき。ただし、発言権を付与することに関しては疑問。

テーマ

④「住民投票」

- 臨時に作れるが、住民投票を設置できるのは町長。
- 民意を表せる規定を前もって作るのがよい。
- 住民投票の条例は、ハードルを高くするのがよい。

時間到来により、次回へ

次回は、策定委員会委員への委嘱状の交付を予定している。

理事者の都合により 11 月 26 日（木）でお願いしたい。